

別表十七（二の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）又は第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「所得金額仮計4」の欄は、法第23条《受取配当等の益金不算入》及び第142条の4第1項《恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入》並びに措置法第66条の5第1項《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定を適用しないで計算した場合の別表四「23の①」の金額を記載します。
- 3 「当初支払利子配賦額の控除不足額の益金算入額5」の欄は、措置法第66条の5第1項、第66条の5の2第1項並びに第66条の5の3第1項及び第2項の規定を適用しないで計算した場合の別表八(一)付表「24」の金額を記載します。
- 4 「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額6」の欄は、法第33条第2項《資産の評価損》の規定（令第68条第1項各号《資産の評価損の計上ができる事実》に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限ります。）の適用を受ける場合において、法第33条第2項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
- 5 「9」から「11」までの各欄は、法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。
- 6 「受取配当等の益金不算入額13」の欄は、法第142条の4第1項並びに措置法第66条の5第1項、第66条の5の2第1項並びに第66条の5の3第1項及び第2項の規定を適用しないで計算した場合の別表八(一)「5」の金額を記載します。
- 7 「特定子法人の課税対象金額等15」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 外国関係会社（措置法第66条の6第2項第1号

- 《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社をいいます。(1)において同じです。)である特定子法人（措置法令第39条の13の2第32項第2号《対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する特定子法人をいいます。(2)において同じです。)の特定子法人事業年度（同条第35項に規定する特定子法人事業年度をいいます。以下7において同じです。）の期間（同条第32項第2号に規定する期間をいいます。(2)において同じです。）内に、法人が当該外国関係会社に対して支払った対象支払利子等の額（措置法第66条の5の2第2項第1号に規定する対象支払利子等の額をいいます。(2)において同じです。）がある場合 当該法人の当該事業年度に係る当該外国関係会社の当該特定子法人事業年度に係る措置法第66条の6第1項に規定する課税対象金額、同条第6項に規定する部分課税対象金額又は同条第8項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を記載します。
- (2) 外国関係法人（措置法第66条の9の2第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係法人をいいます。(2)において同じです。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、法人が当該外国関係法人に対して支払った対象支払利子等の額がある場合 当該法人の当該事業年度に係る当該外国関係法人の当該特定子法人事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第6項に規定する部分課税対象金額又は同条第8項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を記載します。
- 8 「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額17」の欄は、法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額を記載します。
- 9 法人が適格合併に該当しない合併により当該法人

との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の11第1項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、

「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額20」の欄は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額を記載します。

- 10 「損金不算入額29」の欄は、措置法第66条の5の2第6項の規定の適用を受ける場合には、「((25)―(28))又は」を消します。
- 11 外国法人が措置法第66条の5の2の規定の適用を受ける場合の記載は、次によります。
- (1) 「24」から「29」までの各欄は、記載しません。
 - (2) 「損金不算入額34」の欄は、措置法第66条の5の2第9項の規定の適用を受ける場合には、「(31)又は」を消します。